

「岡山県最低賃金」6円引上げ 時間額 691円に改定 - 10月24日に発効 -

- 1 岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金が、次のとおり改定されることとなりました。

岡山県最低賃金

	改定後	改定前	引上げ額	引上げ率
時間額	691円	685円	6円	0.87%
発効日	平成24年10月24日			

- 2 改定に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

平成24年7月18日、岡山労働局長が、岡山地方最低賃金審議会(会長:安田 誠一)に改正決定について諮問を行いました。同審議会は、この諮問を受けて専門部会を設け、県内の賃金水準の動向や中央最低賃金審議会の目安の答申などを基に、5回の専門部会を開催し審議を重ねた結果、平成24年8月24日、「時間額を6円引上げて、691円」とするよう岡山労働局長に対し答申しました。

この答申に対して異議申出について公示したところ、2件の異議申出があり、平成24年9月11日同審議会において審議した結果、「答申どおり決定することが適切である。」とされたことから、岡山労働局長は、岡山県最低賃金を6円引上げる改正を決定し、平成24年9月24日付けの官報に公示することといたしました。

この改正は、平成24年10月21日発効の予定でしたが、官報公示が平成24年9月24日になったため、その30日後の平成24年10月24日に発効します。

- 3 次の賃金は、最低賃金の対象から除外されます。

精皆勤手当・通勤手当・家族手当

時間外手当・休日手当・深夜手当

臨時に支払われる賃金(結婚手当等)

1月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与等)